

特別記事

諸橋英一君学位請求論文審査報告

第一次世界大戦は、戦争形態の変質をもたらし、「総力戦」の概念を登場させた。従前の戦争は「軍」の専管事項で「軍」同士の戦いを主眼として捉えられていたが、第一次世界大戦での経験は、「軍」だけでなく「民」の全面的協力が不可欠であり、その協力を得られなければ勝利することはできないとの教訓を導き出し、「総力戦」の概念を生み出すことになった。諸橋英一君提出の博士学位請求論文「第一次世界大戦と日本の総力戦政策」は、第一次世界大戦を契機に、かかる総力戦の概念が日本に導入され実際の政策に反映されていく過程を考察した論考であり、その構成は以下の通りである。

序論

第一章、日本の総動員法制とイギリスの経験——「総動

員」における政軍関係(1)——  
はじめに

(一)、英国における総動員機関の設置と政軍関係

(二)、総動員機関における英国からの影響と日本の展

開

1、日本の情報収集対象国

2、軍需工業動員法と軍需局

おわりに

第二章、国勢院とアメリカの経験——「総動員」における

政軍関係(2)——

はじめに

(一)、アメリカにおける総動員機関の設置と政軍関係

1、参戦以前

2、参戦と混乱…一九一七年 春—夏

3、危機と転機…一九一七年 秋—冬

(二)、国勢院の設置にみる文民優位体制の進展

1、国勢院への改組と後退する軍部

2、国勢院設置後

3、総動員の運営思想

おわりに

第三章、戦時船舶管理令と連合国——資源小国日本の選択

(1) —

はじめに

(一)、海運統制にいたる国際的文脈

(二)、戦時船舶管理令施行にいたる政府の対応

1、鉄禁輸まで

2、制定理由

3、動員行政と民間人

(三)、司令に対する陸海軍の対応

1、陸海軍の対応

2、海軍の海運統制に関する見解

(四)、運用実績

おわりに

第四章、対敵取引禁止政策と連合国—資源小国日本の選

択 (2) —

はじめに

(一)、対敵取引禁止政策の開始と日本への波及

1、英国の対敵取引禁止政策

2、日本の対応

(二)、対敵通商禁止にみる外交関係

1、対敵取引禁止実務における日英関係

2、「中立国」アメリカと日英関係

3、日英相互不信

(三)、国内の敵国人達と対敵取引禁止令

おわりに

第五章、戦時利得税に見る総力戦と社会政策の相関

はじめに

(一)、海外の戦時利得税と総動員における同税の意義

(二)、戦時利得税をめぐる言説

1、戦時利得税の認知と経済的背景

2、戦時利得税支持の文脈

(三)、政府の立案意図と第三九・四〇議会

1、第三九議会までの大蔵省の立案意図

2、第三九議会への提出をめぐって

3、第四〇議会での議論と財界の運動

4、シベリア出兵構想と戦時利得税の「戦時」化

5、税額の総括とその意義

おわりに

結論

1 問題の所在と分析の視座

諸橋君の研究は、総力戦政策を連合国の事例、とりわけ英米のそれと照応しながら、日本国内の制度や政策として

どのように導入されたか、その内実を多角的、実証的に論じた研究である。該問題に関連する研究はこれまででも行われてきたものの、以下の点で問題を抱え必ずしも十分な解明が行われてきているわけではない。

まず、第一次世界大戦期における「総力戦」政策の日本への導入に関しては、日本政治史や軍事史の分野において、政軍関係の視点から論じられてきたが、そこでの課題は、陸軍へのドイツの影響が過大視される傾向があることである。行政権の肥大化を伴う総力戦政策について、日本も各国の政策を研究しているが、果たしてドイツの事例を主に、それを先例として導入していたのか、未だ実証的に裏付けられていない。

次の課題として、対独塊作戦を進める連合国の活動の中に日本を捉える視点が充分とはいえない点があげられる。従来、第一次世界大戦期の日本については、重化学工業の勃興に伴う日本経済の飛躍的拡大や、参戦と大陸をめぐる対英米支外交など、経済史や外交史の分野でそれぞれ実証研究が多く生み出されており、いずれも示唆に富む。しかしながら、第一次世界大戦がもたらした国際環境の変化を背景として論じるに止まり、日本が能動的にせよ受動的にせよ、かかる環境の変化をどのように認識し、当事国とし

て実際にどのように対処してきたか、かかる視点からの考察は必ずしも十分とはいえない。そうした弱点は、日本が総力戦政策を導入する過程においての考察においてはより一層顕著である。

本論文は、上記の既存研究の現状と課題を念頭に置きながら、総力戦政策の一環として、軍需工業動員法、軍需局・国勢院、戦時船舶管理令、対敵取引禁止令、戦時利得税に注目し、かかる政策や施策が導入される過程に考察を加え、軍部、官僚、財界、あるいは国民が総力戦政策いかに受容したかを明らかにした本格的な研究である。以下、各章の要旨と評価を紹介していきたい。

## 2 各章の内容

第一章では、軍需工業動員法制定と軍需局の設立過程が取りあげられているが、その考察に先立ち、日本が照応し影響を受けた国として英国の事例が検証されている。総動員の中核目的は軍需生産の効率化であるが、軍需の生産・調達分野は元来軍部の管轄下にあり、英国において文民の関与は開戦当初陸軍に拒絶されている。しかし、軍需不足が世間一般に露見し、政治問題化したことにより、陸軍の威信が大きく低下し初めて文民による動員行政の主導が

実現している。陸軍から軍需に係する部局が切り離されて成立した軍需省では、数多くの文民、財界人が指導的な地位につき、「諮問と答申」に止まらず実質的な行政権を行使することとなる。広範な社会経済を対象とする総動員業務の性質上、陸軍にはその能力が欠けており、文民の参画が不可欠であると認識されるに至った経緯が提示されている。

諸橋君は、日本陸軍による軍需工業動員法の導入や軍需局の設立過程を追うことにより、上記の観点において日本が英国の事例から多大な影響を受けていたことを裏付けている。これは、敵国ドイツに関してよりも、英米をはじめとした連合諸国について、質量ともに充実した情報を集めることが可能だったことにも起因している。軍需工業動員法の起案に当たった陸軍省兵器局の担当者は、英国の事例を参考にし、動員業務における軍人の限界を的確に理解していたのである。また、総動員業務において軍部には実務の限界があり、財界人をはじめとする文民が、従来軍人の専門領域だった分野に進出していく必要があるという理解は軍以外にも存在しており、議会での審議は、陸軍省に属さない独立機関として軍需局と軍需評議会の設置を後押しした。そこには軍人だけでなく官僚、財界人が参加し、総

動員を契機にそれまで軍部の管轄だった軍需調達の分野に文民が進出する端緒となったことが特筆されている。

諸橋君は、かかる結論を導き出すために、当時、日本より海外に派遣された二〇〇名余りの陸軍軍人の氏名、職位、派遣先、調査内容を丹念に調査し、陸軍の情報収集の実態を解き明かしている。その結果、ドイツからでなく英米からの報告書が重厚であること、軍需工業動員法起案の中核を担っているのはドイツでなく英米派遣者であること、同法の様式や設立された軍需局の特徴が、英国のそれらと共通する要素を包含していることを明らかにし、英国からの影響を見事に実証している。海外の動向を踏まえた広い視野と、比較政策の観点からの緻密な実証がなければ導き出せない成果として評価したい。

第二章では、前章の問題意識を引き続き持ちながら、前出の軍需局が国勢院に発展していく過程を追い、英米からの影響、ここでは英国以上に米国において設置された戦時産業院に類似していることを指摘し、かかる先例が参照されたことを裏付けている。

米国において総動員機関が最終的に戦時産業院に改編されていく過程の中で、陸軍は英国同様、軍需生産の最大化を目的とした動員業務に文民が介入することを拒絶してい

た。しかし、軍需不足が政治問題化することによって軍部の威信低下が起り、最終的に文民の主導體制が構築されていく。これは、まさに英国と類似した過程であった。両者の相違は、英国の場合、軍需関係の部局が軍部から切り離され、独立した組織（軍需省）が執行まで行ったのに対し、米国では戦時産業院が、物資の割当量や優先順位を決定するものの、その決定に基づく執行業務は、従前通り軍が行うことになっていった点である。調達や生産にかかわる部局を軍部から切り離すことを避けつつ、同院が動員業務を統括したのである。この米国方式は組織の大規模な改編を伴わない分、各省分立の傾向が強い日本において総動員機関を設置する際に参考にしやすい形態だったと思われる。

日本では、第一次世界大戦の休戦に伴い軍需局と統計局を合併し、一九二〇年に国勢院が設置される。その過程では、同院の参与などの人事面で陸海軍次官と農商務省・通信省次官の対等性が強調され、軍人と文民の平衡を意識した設計がなされた。加うるに、国勢院総裁および旧軍需局を引き継いだ第二部の部長は文民によって占められた。国勢院と他省庁間で作成され閣議決定された業務取決めでは、軍を含む各省が国勢院に物資割当要求を提出し、これを受けた同院が優先順位等を決定し、各省はその範囲内で行動する旨が記されている。加えて同年八月に公布された勅令第三四二号は、軍需工業動員法施行に関する事項について、他省庁に対する指揮命令権を首相に付与した。国勢院の業務取決めと、この勅令を合わせて考えれば、陸軍省などから、軍需調達を行う部局を分離しないまま総動員機関が物資調達などの優先順位を決定し、その実施は従前通り陸海軍省を含む各省が行う米国に類似した方式が、日本において成立しつつあったとみることができるといえる。

このときの陸軍の総動員運営構想は、同院設置と同時期に刊行された『国家総動員に関する意見』からも読み取ることができるといえる。そこでは陸海軍省から軍需にかかわる部局を分離させ動員の中央機関に統合することや、中央機関に資源の割当や優先順位の決定などの機能を持たせることなどが提案されていた。英米において総力戦体制が陸軍の政治的敗北を経て実現したことを研究していた日本陸軍は、それを教訓として学び機先を制するかの如く、自らの地位低下をもたらしかねない提案を行っていたのである。立案にかかわった軍人たちは総動員業務における軍の限界を明確に認識し、英米型の総動員を日本にも取り入れようとしていた。

諸橋君は、日米の動員業務の制度や運用構想を詳細に検

討し、前章で示された総動員行政における文民に対する軍部の相対的地位の低下が英国一国に限定されたものでないことを明らかにするとともに、国勢院の組織と運用構想に米国との類似点が見い出されることを指摘している。より日本の条件に合う米国の事例も適宜引照していることが示唆されており、日本が総力戦政策を、英米を先例として照応しつつ積極的に導入しようとしていた姿が浮き彫りにされている。

第三章では、総力戦の一環である海運統制、その具体的施策として位置づけられる戦時船舶管理令の制定過程が注目されている。同令については、従来、主に運賃高騰に対する経済政策として、あるいは海運業への影響が論じられてきたが、諸橋君は、これを国際的な戦時経済や連合国の海運動員体制との関連で検討する必要性を指摘し、加えて海運動員問題への陸海軍の姿勢も考察している。すなわち、同令の導入契機となったのは運賃の騰貴ではなく、むしろ米国が一九一七年七月に日本への鉄禁輸を実施したことにあつたとする。米国その他の連合国には、日本を従わせるための道具として資源を戦略的に用いる発想が出現していた。鉄資源を得る道を失う恐れのある日本は、連合国の作戦に自国の海運力を提供することを余儀なくされていく

のであるが、その過程が解き明かされている。

戦時船舶管理令を主管することになる通信省は、連合国の作戦に提供する船舶を動員するため同令を制定し、その運用機関として戦時船舶管理局を設けたが、その評議員には各省の次官と関係財界人などを参加させた。しかも、田健次郎通相はこの評議員集会の位置づけについて、諮問機関の性格に止まらず、海運動員業務に関与することを期待していた。ここまでの章でもみたように、総力戦遂行に伴う戦時動員とそこに付与される広範な権限は、総動員行政に民間人の参加を加速するものであつた。

他方、こうした海運統制に密接な関連を有するはずの海軍の関心は低く、その立案過程に関与せず、同令発動の場合には事前協議を行うことを、陸海軍共同で通信省に申し入れるに止まっていたことは興味深い。陸軍はシベリア出兵を念頭に、同令と徴発令の競合を懸念していたものの、同出兵の実施過程における船舶の調達には戦時船舶管理局にゆだねている。この陸軍の態度を、文民との協調姿勢の現れと解すべきか、その他の事情によるものかについては、検討の余地がある。一方、海軍では休戦後に臨時海軍軍事調査会による調査が行われているが、海運管理の部局を海軍の所管とすることは不可能という判断を下すにとどまって



いる。本来なら、海運力の分配を政府内でのように行うべきかについての方針が出されるべきではあるはずだが、十分な検討が行われた形跡はない。

逋信省が同令を背景に民間船を連合国協定価格で備船し、連合国の作戦に参加させたように、海運動員は連合国の枠組みに編入されていた。田通相は自由貿易が行われえない環境下において日本経済がとるべき方針として、英米協調と大陸との提携をあげていたが、後者は長期的で不確実な選択肢であり、現実的で有効な解決策としては前者を選ばざるを得なかったのである。同令に関しては、石井・ラッシング交渉に際し資源や船舶協力の問題が含まれていたことに言及する研究や、民間において行われた日米間の船鉄交換交渉に関する研究が存在する。諸橋君は、こうした既存研究を踏まえ、同令制定過程の中に、日本が米国を始めとする連合国からの圧力を念頭に、海運動員に協力するに至ったことを、陸海軍の動向を含め、その全体像を浮き彫りにしていることを評価したい。

第四章では、経済制裁の直接の源流である対敵取引禁止政策を取りあげ、前章に続き、自由貿易が制限される国際戦時経済下において、日本が連合国共同の対敵取引禁止政策に関与し、連合国経済圏に留まることにより日本経済を

維持しようとする試みが検討されている。日本が同政策に関与するのは、英国が一九一六年に入り国籍主義を採用するとともに、ブラックリスト制度を開始し、かかるリストに掲げられた企業との取引禁止を実施し始めたことを契機としている。ここにおいて農商務省は対敵取引全般を避けるよう日本企業に注意を促した。英国企業は、敵国関連企業と取引する日本企業とは、取引を行わない姿勢を示したからである。さらに日本は、一九一六年のパリ連合国経済会議決議を承認して国際的な対敵取引取締体制に参加し、翌年には対敵取引禁止令を施行する。対敵取引取締の過程では、英国の対応によって日系企業が損害を被る事例が出る一方で、英国は日本側の取締体制の粗漏を指摘し、相互の不信感が醸成された。諸橋君は、こうした経緯についての先行研究がほぼ存在しない中、個々の取締事例を丹念に洗い出し、その全体像を描き出す事に成功している。

同令の枢密院審議では、日本が過去の戦役では敵国と敵国民を区別し、在留敵国人についてはその権利を保護してきた姿勢に反することが問題視された。しかし、対英協調の立場から、かかる大きな方針転換が容認されていく。敵国の民間人や企業をも敵とみなす政策の総力戦的性格が同時代において理解されていたことが、この審議からはうか

がえる。英国への不信任を抱えながらも、対英協調を維持した背景には、前章同様に、当局者が日本経済の対英依存を強く認識していたことがある。農商務省はこの問題を通じて、日本の産業にとつての資源供給地および輸出市場としての大英帝国の重要性を強調し続け、連合国経済圏との通商関係の維持に努めたのである。民間に対敵取引禁止を求める総力戦政策が、連合国の枠組みを離れて日本の生存はないとの認識から導き出されていることは意義深く、その後の日本の歩みに鑑み興味深い視座を提供している。

第五章では、大戦景気によって生じた貧富の格差に対処するため、社会政策の一環として導入されたとの評価を受けている戦時利得税を考察の俎上に載せている。諸橋君は、第一次世界大戦下、総力戦を円滑に遂行するための社会政策促進を目的に、同税が導入されたことに注目する。例えば、英国において戦時利得税は戦費調達を目的に導入されたのではなく、第一義的には資本家層が戦争から巨利を得ることを防止し、労働者の感情を慰撫することで戦争への協力を維持するため導入されていたことが指摘される。歴史的に戦時に導入された多くの税は戦費獲得を目的としていたが、戦時利得税は、かかる目的とは異なり総力戦体制構築の必要が生んだ特異な税制であることが確認される。

一方、日本では一九一六年後半以降、大戦景気に伴う経済の過熱化、それに付随する諸問題が表面化する中、英国の戦時利得税が紹介され、日本への導入議論がメディアにおいて盛んになされる。同税の支持論を整理すると、①成金への感情的反感、②偶然利得がもつ高い担税力、③戦争苦の公平化論、公費を受ける企業が戦争から私的利益を得ることの不当性、④格差対策としての社会政策、⑤総力戦に不可欠な国民を強化するための社会政策に分類でき、英国における同税導入論拠が総力戦遂行との関連から、日本の論壇において積極的に紹介されたことが明らかにされている。特に従来政府の補助金によって育成されてきた日本郵船が株主に巨額配当を行ったことは、③の主張に説得力を持たせた。諸橋君は、英国の事例を参照することで同税の持つ総力戦政策的性格を指摘し、総力戦が英国の経験を通して日本のインテリ・マスメディア層にも影響を与えていたことを明らかにすることに成功している。

一方で、大蔵省は戦後の経済戦への備えを重視する観点から、戦時利益を社内に留保させる法律を準備していた。しかしこれは政友会との調整不足から一九一七年第三九議会への提出が見送られる。次議会までの期間に東部ロシアへの派兵が検討され始めたため、大蔵省はその財源を同税



に期待するようになり、翌年の第四〇議会で同税は導入される。戦費を従来のように消費税に求めず、同税を選択させたのは前述のような社会政策的税制を求める世論を利用したところが大きい。

総力戦を直接経験していない日本において、戦時利得税が社会政策的税制として導入された英国などの経験が照応され、それが日本国内の議論に反映され同税導入の根拠とされていたことを実証していることは評価できる。

### 3 論文の総括的評価

ここまで各章の要旨と評価を紹介してきた。最後に本論文全体にわたる総括的評価を行いたい。

第一に、総力戦に関連する個別具体的な法令と組織構成、運用構想まで詳細に検討し、従来日本政治史研究で一般的であった総動員における政軍関係理解を覆す見解を説得的に論じた点は高く評価できる。総力戦の導入というと、民間部門への軍の権限の拡張という特徴が描かれがちであるが、第一次世界大戦を契機に導入されたその内実はむしろ逆で、軍の専管領域に民間部門の浸透を許容する端緒になったことが、イギリスの軍需省やアメリカの戦時産業院の設置過程を通じて解き明かされていることである。諸橋

君は、このことを英米の事例を詳細に追いながら明らかにしつつ、日本においても同じ課題が認識され、軍需局や国勢院への財界人の参加が象徴するように、軍需の調達に文民の参画が容認されながら総力戦政策が展開されていることを実証している。

当然のことながら総力戦政策は英米などの民主主義国においても実施され、時にドイツ以上に強権的な要素を含んでいたことは看過され、その淵源と内実の検討を行わないまま、日本の総力戦政策をドイツと結びつける傾向が既存研究の中で散見される。しかし、陸軍の海外派遣者とその報告書などを詳細に検証することで裏付けられているように、法令の制度設計・運用構想について英米からの顕著な影響を受け、それゆえにこそ軍需工業動員法のような総動員立法とその運用機関において、陸軍は自己の総動員実務上の限界を認識し、文民の協力を仰ぐことを容認していた。総力戦・総動員体制に備えることは、必ずしも軍の強権体制には帰結しない事実が提起されていることは興味深い。

一九二〇年代に陸軍省が統帥部の優位に立ち、同時に政党内閣に協調的な態度を示していたのは、総力戦に必要な大衆の政治的合意を、政党政治を通じて獲得しようとしていたと捉える視座も提示できるであろう。総力戦構想を

推進した陸軍軍人田中義一が政党内閣の陸相になるだけでなく、政友会に入党し党首となり政権を担う過程は、そうした視座で再検証すべきであろう。その後、一九三〇年代に陸軍が政治的影響力を増加させていく理由について検証する際にも、第一次大戦期の総力戦政策から諸橋君が導き出したかかる視座は、有益な示唆を与えることができるであろう。

第二に評価すべきは、国内的な経済政策として認識されてきた政策を、対独興作戦を行う連合国共通政策の枠内に捉えなおしたことがあげられる。第一次世界大戦期の日本は日英同盟を根拠に参戦を急ぎ、大陸や南洋におけるドイツ権益を確保して以降、大戦景気を謳歌していたと描かれる傾向が強い。しかし、戦局の進展により連合国が資源や輸送力の国際的な統制を強め、日本は自由市場から資源の獲得が困難となるなかで、連合国に協力することを余儀なくされていく。英米などの経済圏から締め出されることを回避し、連合国の一員として資源の融通を受けるため、戦時船舶管理令や対敵取引禁止令を導入し、連合国への協力を行っていたことが解き明かされている。こうした経験は自由貿易が制限された際の日本経済の脆弱性を当局者に認識させ、英米協調か大陸開発かという選択肢に思い至らし

めた。大恐慌を契機に台頭する世界的保護主義の中で日本がとった対外政策の合理性と不合理性は、諸橋君が明らかにしたこれら大戦期の対外政策と併せて検討することでより明確になるだろう。

第三に評価すべきは、総力戦導入過程を国内政治の枠内に止まらず、海外の事例と比較し、詳細な検証によりその連関を示したことである。諸橋君は、それを実現するため内外の研究はもとより広汎な一次資料を渉猟し考察に生かしている。国内に関しては国立公文書館や外交史料館、防衛研究所、憲政資料室などが所蔵する公文書などの一次資料、帝国議会や枢密院の資料、関係人物の文書や回想、同時代の新聞・雑誌など、豊富な史料が利用されている。例えば第一、二章では、英国の軍需省については公式省史や議会議事録、関係者の回想録を用い、また米国の戦時産業院については戦時産業院長、陸軍省次官補、国防会議事務局長などが大戦終結直後にまとめた報告書を読み解き、それぞれの設置過程と運用状態を調べ上げ、日本に継承された制度や運用構想の類似点を明らかにしている。また従来、国内的な経済・財政政策として扱われてきた政策に、総力戦政策としての性格を見出したのは、同時期の諸外国における諸政策の内容や導入過程を詳細に検討したこと

に理由がある。戦時利得税に関しても総力戦の政策的意義と、日本の知識人がそれを理解していた点についても、英国の事例を参照することで明確となっている。こうした考察手法を駆使するためには、分析視角を明確に定めた上で、関連する英米の研究や資料を丹念に追う必要がある。従前の近代日本史研究を大きく飛躍させる成果を生み出せているのは、海外の文献をも縦横無尽に利用していることに起因している。

最後に総じてみると、総力戦としての第一次世界大戦は、間接経験としても直接経験としても日本にはほりアルタイムで影響を与えていたことが明らかにされており、総力戦政策に限らず同大戦の日本への影響を改めて問う必要性を本論文は示している。

以上が諸橋君の論文の評価すべき点ではあるが、さらなる研究の進展を期待して若干の課題を指摘しておきたい。

第一に、研究の視野を大戦期のみに限定した場合でも、積み残しが存在することである。本論文は各政策が実際に導入される過程や、連合国としての日本の活動に焦点を当てたため、研究対象がおおよそ寺内正毅内閣期に限定されている。しかし大隈重信内閣期や原敬内閣期についても検討を加えるべきではないだろうか。第一次世界大戦期に該

当する前後の内閣期も視野に入れて考察を行えば、総力戦政策導入のより包括的な全体像を描くことができたであろう。

第二に、戦間期以降第二次大戦に至るまでの総力戦政策と第一次大戦期のそれとの連関をより明確化できれば、さらに高度な学術的価値を伴う論文になったことである。本論文は総力戦政策の起点たる第一次大戦中の導入過程を精緻に解き明かすことには成功しているものの、他方、それがその後の総力戦政策の展開にどのように影響していくかは課題として残されている。例えば、本論文が指摘する効率的な総動員業務の遂行条件とされた文民と軍の協調は、国務と統帥のバランスが崩れ、後者の影響力が増していくことになる一九三〇年代の政治空間の中で、どのように実現されるべきと考えられていたのだろうか。そこでは「陸軍」を、より詳細に職位や兵科、年代、あるいは個人など、個別の主体に立ち入って、第一次大戦期の知見がどのように消化されていたのかを検討する必要があるだろう。

以上の点は、諸橋君の研究の問題点というよりは今後の検討課題であり、本論文の意義をいささかも揺るがすものではない。諸橋君の研究は、第一次世界大戦期の日本の総力戦政策を、国内だけでなく海外の動向まで視野に収めた

重厚で画期的業績として高く評価できる。よって、審査員一同は、諸橋君に博士（法学）の学位を授与することが適当であると判断する。

平成二九年九月五日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・法学博士	玉井 清
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・法学博士	赤木 完爾
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員・博士（法学）	小川原正道

### 三谷文栄君学位請求論文審査報告

#### 1. 論文の構成

三谷文栄君が提出した博士学位請求論文「外交政策と政治コミュニケーション——戦後日韓関係における歴史認識問題を事例に——」の目次と構成は、以下の通りである。

#### 序章

##### 1. 問題の所在

##### 2. 本論の構成

第1部 外交政策におけるメディアの役割に関する理論的考察

第1章 政治コミュニケーションにおける外交政策、メディア、世論の研究

第2章 外交政策、メディア、世論の「相互作用モデル」——メディア・フレームの再構成を通じて

第2部 戦後日韓関係における歴史認識問題とマス・メディア報道